

修正案	前回案
<p style="text-align: center;">青森県住まい・住環境学習指針</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この指針は、県民一人ひとりが将来にわたりより良い住まいと住環境で暮らすことができるよう、学校における住教育や県民に対する住生活関連情報の提供等を充実し、県民の住まいや住まい方に関する基礎的な知識や判断力（リビングリテラシー）を向上させることにより、県民の住生活に対する意識を<u>高め</u>、生活創造社会につながる豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(基本姿勢)</p> <p>第2 県民のリビングリテラシーの向上のため、次に掲げる基本姿勢により、住まい・住環境学習を実施するものとする。</p> <p>(1) 小学生、中学生及び高校生を対象として、各<u>学校段階</u>に必要なリビングリテラシーを身につけるための取組みを実施し、次世代の住生活やまちづくりを担う児童生徒の生きる力を育成する。</p> <p>(2) 学校における取組みの他、県民のリビングリテラシーを向上させるための取組みを実施し、より豊かな住生活を実現しようとする県民の意識を醸成する。</p> <p>(実施体制の整備)</p> <p>第3 住まい・住環境学習を<u>的確かつ円滑</u>に実施するため、県は、県教育委員</p>	<p style="text-align: center;">青森県住まい・住環境学習指針</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この指針は、県民一人ひとりが将来にわたりより良い住まいと住環境<u>の中</u>で暮らすことができるよう、学校における住教育や<u>一般</u>県民に対する住生活関連情報の提供等を充実し、県民の住まいや住まい方に関する基礎的な知識や判断力（リビングリテラシー）を向上させることにより、県民の住生活に対する意識を<u>向上させ</u>、生活創造社会につながる豊かな住生活の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(基本姿勢)</p> <p>第2 県民のリビングリテラシーの向上のため、次に掲げる基本姿勢により、住まい・住環境学習を実施するものとする。</p> <p>(1) 小学生、中学生及び高校生を対象として、各<u>発達段階</u>に必要なリビングリテラシーを身につけるための取組みを実施し、次世代の住生活やまちづくりを担う児童<u>・</u>生徒の生きる力を育成する。</p> <p>(2) 学校における取組みの他、<u>住生活関連情報の提供や住まい・住環境に関するワークショップ等</u>、<u>一般</u>県民のリビングリテラシーを向上させるための取組みを実施し、より豊かな住生活を実現しようとする県民の意識を醸成する。</p> <p>(実施体制の整備)</p> <p>第3 <u>的確かつ円滑な</u>住まい・住環境学習を実施するため、県は、県教育委員</p>

修正案	前回案
<p>会及び市町村教育委員会等と協力し実施体制を整備するとともに、建築設計、住宅建設、不動産、金融及び消費生活等の住生活に関連する団体・企業<u>(以下、「住生活関連団体等」という。)</u>と連携し、住まい・住環境学習を推進するものとする。</p> <p>なお、住まい・住環境学習の実施にあたっては、学識経験者等、専門家の意見を考慮するものとする。</p> <p>(具体的な取組み)</p> <p>第4 <u>住まい・住環境学習は、次に掲げる取組みを実施するものとする。</u></p> <p>(1) 児童生徒に対する取組み</p> <p>① 継続して系統的な住教育が円滑に実施できるよう、<u>積雪寒冷地である</u>本県の住生活の現状や課題等を整理し、小学校家庭科、中学校技術・家庭科及び高等学校家庭科の学習に活用できる教材を作成する。</p> <p>② 本県の住生活を理解し、より快適な住まい方を実現する力を育むことができるよう、<u>住生活関連団体等</u>の専門講師による出前授業のプログラムを充実させ、円滑に活用できる制度を構築する。</p> <p>③ 教材作成や制度構築にあたっては、家庭科のほか、総合的な学習の時間<u>等他の教育活動</u>において活用<u>できる</u>よう考慮する。</p> <p>(2) 県民に対する取組み</p> <p>① 県民が安全・快適な住生活を営むことができるよう、<u>積雪寒冷地である</u>本県の住生活に必要な基礎知識等を網羅したリーフレットを作成する。</p> <p>② <u>世代間</u>で住生活の問題意識を共有し家庭において住生活の向上に取り組む</p>	<p>会及び市町村教育委員会等と協力し実施体制を整備するとともに、建築設計、住宅建設、不動産、金融機関及び消費生活等の住生活に関連する団体・企業と連携し、住まい・住環境学習を推進するものとする。</p> <p>なお、住まい・住環境学習の実施にあたっては、学識経験者等、専門家の意見を考慮するものとする。</p> <p>(具体的な取組み)</p> <p>第4 <u>リビングリテラシーの向上を図るため、次に掲げる取組みを実施するものとする。</u></p> <p>(1) 児童・生徒に対する取組み</p> <p>① 継続して系統的な住教育が円滑に実施できるよう、本県の住生活の現状や課題等を整理し、小学校家庭科、中学校技術・家庭科及び高等学校家庭科の学習に活用できる教材を作成する。</p> <p>② 本県の住生活を理解し、より快適な住まい方を実現する力を育むことができるよう、<u>建築士等住生活に関連する分野</u>の専門講師による出前授業のプログラムを充実させるとともに、円滑に活用できる制度を構築する。</p> <p>③ 教材作成や制度構築にあたっては、家庭科のほか、総合的な学習の時間において活用可能となるよう考慮する。</p> <p>(2) <u>一般県民</u>に対する取組み</p> <p>① 県民が安全・快適な住生活を営むことができるよう、本県の住生活に必要な基礎知識を網羅した<u>一般県民向け</u>リーフレットを作成する。</p> <p>② <u>家族</u>で住生活の問題意識を共有し家庭において住生活の向上に取り組む</p>

修正案	前回案
<p>むことができるよう、<u>多世代が参加できる研修講座やワークショップ等</u>を実施する。</p> <p>③ <u>県民が住生活関連情報を円滑に入手できるよう、効果的な情報提供体制の構築を図る。</u></p> <p>(学校における住まい・住環境学習の目標)</p> <p>第5 住まい・住環境学習の実施によりめざす各学校段階の目標は次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 住まいや住まい方の大切さに気付くこと (住生活の認知)</p> <p>(2) 中学校 住まいや住まい方と健康や安全、防災、<u>まちづくり</u>等との関わりを知ること (住生活の理解)</p> <p>(3) 高等学校 <u>住生活や住環境の維持向上</u>に資する住まいや住まい方についての判断力を身につけること (住生活の向上)</p> <p>(その他)</p> <p>第6 この方針に掲げるもののほか、住まい・住環境学習の実施にあたり必要な事項は別に定めるものとする。</p> <p>附則 この指針は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>ことができるよう、<u>親子参加型ワークショップ等</u>を実施する。</p> <p>(学校における住まい・住環境学習の目標)</p> <p>第5 住まい・住環境学習の実施によりめざす各学校段階の目標は次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 住まいや住まい方の大切さに気付くこと (住生活の認知)</p> <p>(2) 中学校 住まいや住まい方と健康や安全、防災等との関わりを知ること (住生活の理解)</p> <p>(3) 高等学校 生活や環境の<u>改善</u>に資する住まいや住まい方についての判断力を身につけること (住生活の向上)</p> <p>(その他)</p> <p>第6 この方針に掲げるもののほか、住まい・住環境学習の実施にあたり必要な事項は別に定めるものとする。</p> <p>附則 この指針は、平成 年 月 日から施行する。</p>